

# 平成25年度 第1回三重県教育改革推進会議 事項書

日時：平成25年9月2日（月）

場所：プラザ洞津「高砂の間」

## 【全体会（13:30～14:30）】 高砂の間

- 1 挨拶
- 2 委員任命・紹介
- 3 会長・副会長選出
- 4 審議事項
  - (1) 今後の進め方について  
審議テーマとスケジュール、部会の決定
  - (2) その他

## 【部会（14:40～16:00）】

- |      |                          |       |
|------|--------------------------|-------|
| 第1部会 | 「三重県教育ビジョンの中間点検」         | 末広の間  |
| 第2部会 | 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定 | 明日香の間 |

### <配布資料>

- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| 資料1 | 平成25年度三重県教育改革推進会議委員名簿    |
| 資料2 | 三重県教育改革推進会議条例            |
| 資料3 | 三重県教育改革推進会議運営要綱          |
| 資料4 | 平成25年度三重県教育改革推進会議について（案） |
| 資料5 | 平成25年度三重県教育改革推進会議日程（案）   |
| 資料6 | 各委員の部会の所属について（案）         |

## 平成25年度 三重県教育改革推進会議委員名簿

(五十音順)

委員名	所属・職名	性別
1 泉 みつ子	保育サポートセンターあらいぶ代表	女
2 梅村 光久	学校法人梅村学園松阪法人本部長	男
3 太田 浩司	ネオジオインフラテック株式会社経営推進本部副本部長	男
4 小澤 静香	伊賀白鳳高等学校教諭	女
5 小野 芳孝	三重県高等学校長協会役員(津高等学校長)	男
6 籠井 莉克	名張市長	男
7 栗原 輝雄	皇學館大学教育学部教授	男
8 佐藤 美保子	特定非営利活動法人愛マムズIT倶楽部代表理事	女
9 鈴村 豊嗣	三重県小中学校長会副会長(四日市市立内部小学校長)	男
10 曾我 基子	三重県国公立幼稚園長会副会長(津市立桃園幼稚園長)	女
11 中村 武志	公立学校共済組合三重支部運営審議会委員(元中学校教諭)	男
12 西田 寿美	三重県立小児心療センターあすなろ学園長	女
13 沼口 義昭	三重県PTA連合会副会長	男
14 東 博武	松阪市教育委員会教育長	男
15 水谷 貴子	三重県高等学校PTA連合会副会長	女
16 耳塚 寛明	お茶の水女子大学副学長	男
17 尚井 弘光	ICDAホールディングス株式会社CEO	男
18 森喜 るみ子	合名会社森喜酒造場専務	女
19 山川 紀子	三重県小児保健協会理事(医師)	女
20 山田 康彦	三重大学教育学部教授	男

2 任命年月日 平成25年7月26日

3 任期 平成27年7月25日まで

平成十九年七月四日

## 三重県条例第四十二号

### 三重県教育改革推進会議条例

#### (設置)

第一条 三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、三重県教育委員会の附属機関として、三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第二条 推進会議は、三重県教育委員会の求めに応じ、三重の教育の改革に関する重要な事項その他三重県教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、その結果を三重県教育委員会に報告する。

#### (組織)

第三条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、三重県教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

#### (委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから三重県教育委員会が任命する。

- 一 学識経験を有する者
  - 二 教育関係者
  - 三 前二号に掲げる者のほか、三重県教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第五条 推進会議に、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

#### (会議)

第六条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (部会)

第七条 推進会議はその定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

#### (庶務)

第八条 推進会議の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

#### (委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 三重県教育改革推進会議運営要綱

三重県教育改革推進会議条例（平成十九年三重県条例第四十二号）第九条の規定に基づき、三重県教育改革推進会議運営要綱を次のように定める。

## （趣旨）

第1条 三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営その他推進会議に関し必要な事項は、三重県教育改革推進会議条例に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （部会所掌事項）

第2条 部会は、推進会議の決定に基づき、教育改革に関する専門的事項について調査研究し、その実施主体となる。

2 部会の名称は、会長が推進会議に諮って定める。

## （部会組織）

第3条 部会には、専門の事項を調査するため、部会委員を置くことができる。

2 部会の委員は、半数以上を、推進会議の委員とする。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する推進委員の互選によって定める。

4 部会委員は、三重県教育委員会が委嘱する。

5 部会委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、退任するものとする。

## （部会会議）

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会長が必要と認めたときは、部会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

## （部会報告）

第5条 部会長は、部会で審議した事項について、その結果を推進会議に報告又は提案する。

## （庶務）

第6条 部会の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

## （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、各部会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年8月8日から施行する。

## 平成25年度三重県教育改革推進会議について(案)

## 1 目的

三重の教育の改革に関する重要な事項について県教育委員会が審議を依頼し、その結果の報告を踏まえて、今後の施策等に係る取組を実効性のあるものとしします。

## 2 審議の期間

平成25年9月から平成26年3月まで

## 3 審議のテーマ

三重の教育の改革に関して、重要である次の2項目を取り上げます。

## (1) 「三重県教育ビジョン」の中間点検について

テーマ選定理由：平成22年12月に策定した「三重県教育ビジョン」は、計画期間の3年目となり、取組の進捗状況等を検証し、計画内容の中間点検を行うにあたり、現ビジョンの策定を審議した当会議に審議を依頼する必要があります。

## (2) 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定について

テーマ選定理由：平成25年3月に改定した「県立特別支援学校整備第二次実施計画」が平成26年度末に終期を迎えることを踏まえ、今後の本県の特別支援教育に係る総合的な推進計画を策定するにあたり、当会議での審議を依頼する必要があります。

## 4 審議方法

(1) 全体会でテーマの確認、部会の設置等を行った後、上記3の(1)(2)について、テーマ別の部会を4回程度開催し、審議を行います。部会ごとに審議した内容を、全体会において「審議のまとめ」などの形としてとりまとめます。

(2) 部会について(参考：条例第7条関係・運営要綱)

## ① 構成

委員は、二部会のうちのいずれか一つに所属します。また、部会に所属させる委員は、会長が指名します。

## ② 部会長

部会には、議長役として部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定めます。

## ③ 専門家等の招請について

部会長が必要と認めたときは、部会に専門家等の委員以外の者を招請し、意見又は説明を聞くことができます。

## ④ 審議内容の取扱

部会で審議した結果については、その結果を推進会議に報告又は提案すること、さらに審議を深めます。

## 平成25年度 三重県教育改革推進会議 日程（案）

月	時期	全体会	第1部会 「三重県教育ビジョン」中間点検	第2部会 「三重県特別支援教育総合推進計画 (仮称)」の策定
9	上旬	●第1回（9月2日午後） 今年度の審議事項、部会の設置等について	●第1回（9月2日午後） 第3章「1 学力と社会への参画力の育成」に係る施策の「今後の基本的な取組方向」「主な取組内容」「数値目標」について、現状や今後の取組を審議	●第1回（9月2日午後） ○特別支援教育の総合推進計画の策定について ○計画の柱立て（案）提案
	中旬			
	下旬			
10	上旬		●第2回（10月10日午前） 第3章「2 豊かな心の育成」「3 健やかな体の育成」に係る施策の「今後の基本的な取組方向」「主な取組内容」「数値目標」について、現状や今後の取組を審議	●第2回（10月24日午後） ○発達障がいに関する調査結果に基づく現状の分析 ○課題の整理 ○計画の柱立て（重点項目の整理）
	中旬			
	下旬			
11	上旬		●第3回（11月11日午後） 第3章「4 信頼される学校づくり」「5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり」「6 社会教育・スポーツの振興」に係る施策の「今後の基本的な取組方向」「主な取組内容」「数値目標」について、現状や今後の取組を審議	●第3回（11月11日午後） ○計画の骨子案の検討 ・インクルーシブ教育システムの推進 ・特別支援学校における教育の推進 ・小中学校、高等学校の特別支援教育の推進
	中旬			
	下旬			
12	上旬	●第2回（12月16日午後） 第1部会・第2部会（第1回～第3回）で審議された内容の報告及び審議		
	中旬			
	下旬			
1	上旬		●第4回（1月17日午後） これまでの審議をもとに、中間点検を「審議のまとめ」として作成	●第4回（1月16日午後） ○計画の骨子案の掘り下げ ・インクルーシブ教育システムの推進 ・特別支援学校における教育の推進 ・小中学校、高等学校の特別支援教育の推進
	中旬			
	下旬			
2	上旬	●第3回（2月4日午後） ・審議のまとめの策定（第1部会） ・第2部会（第4回）で審議された内容の報告及び審議		
	中旬			
	下旬			
3	上旬	◎三重県教育委員会定例会で報告 ◎三重県議会教育警察常任委員会で報告		
	中旬			
	下旬			

## 各委員の部会の所属について（案）

## &lt;第1部会 テーマ：「三重県教育ビジョン」の中間点検&gt;

- 梅村 光久 委員
- 小野 芳孝 委員
- 佐藤 美保子 委員
- 鈴木 豊嗣 委員
- 中村 武志 委員
- 東 博武 委員
- 水谷 貴子 委員
- 耳塚 寛明 委員
- 向井 弘光 委員
- 森喜 るみ子 委員
- 山田 康彦 委員

## &lt;第2部会 テーマ：「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定&gt;

- 泉 みつ子 委員
- 太田 浩司 委員
- 小澤 静香 委員
- 亀井 利克 委員
- 栗原 輝雄 委員
- 曾我 基子 委員
- 西田 寿美 委員
- 沼口 義昭 委員
- 山川 紀子 委員